

「重大事態対応」

嘉麻市教育委員会

重大事態の発生

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学 校

報 告

いじめ問題対策推進協議会（教育委員会）
調査主体を判断

報告

市 長
議 会

教育部局主体の調査

学校の調査組織

（教育委員会との連携の下に設置）

【構成員（例）】 ※ 利害関係を持たない第三者

弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者
（嘉麻市いじめ防止基本方針による構成員例）

調査結果の報告

教 育 委 員 会

調査結果の報告

市 長

報告・再調査の報告

議 会

必要があると認めた場合

嘉麻市いじめ問題調査（教育部局以外・利害関係を持たない第三者機関）
委員会（市長の下に設置）

【構成員】

弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉などに関する専門的な知識を有する者 等 ※ 利害関係を持たない第三者

再 調 査

調査結果を報告